

じゅうみんぜいきんとわり ひ か ぜい こ そ だ せ たい たい
住民税均等割非課税の子育て世帯に対する
きゅう ふ きん だい かい あんない
給付金(第2回)のご案内



- 価格高騰重点支援給付金(こども加算)は、住民税均等割非課税の子育て世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要(ひつよう)です(手続き後、約1ヶ月から1ヶ月半で振り込まれます)。

きゅう ふ きん し きゅう が く
給付金の支給額

こどもひとりあたり2万円

て つ づ き げ ん
手続きの期限

令和7年6月30日(月) 当日消印有効

※期限を過ぎると給付金を受け取れません。

きゅう ふ きん し きゅう て つ づ
給付金の支給手続き

支給対象となるこども

(①と②にあてはまる世帯の世帯員である「18歳以下のこども」※1)

①令和6年12月13日現在、深谷市に住民登録されている世帯※2

②世帯全員の令和6年度分の「住民税均等割が非課税※3」の世帯

※1 「18歳以下のこども」とは、平成18年4月2日以降生まれの児童を言います。

※2 令和6年12月14日～令和7年6月17日生まれのこどもや、
別世帯でも扶養しているこどもは申請が必要です。

※3 平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童は住民税申告が必要です。

「申請書」に必要事項を記入(ひつようじこう きにゆう)のうえ書類を返送(へんそう)してください。

添付書類(てんぷしるい)を必ず返送してください(振込が遅れることがあります)。



住民税非課税世帯に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署(深谷警察署:048-575-0110、寄居警察署:048-581-0110)か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

深谷市給付金コールセンター TEL:048-571-1211(代表)

深谷市役所 福祉政策課内

〈受付時間〉平日 8時30分～17時15分

(木曜日は19時15分まで)